

# 原子力損害賠償

に関する最新情報を  
ご説明いたします！



10月19日(日)

仙台弁護士会館

(詳細裏面)

今後の生活再建に大きく関わる「住居確保にかかる費用」の賠償内容を中心に解説いたします。また、弁護士・不動産鑑定士が損害賠償全般におけるご相談にも対応いたします。

## 第1部 説明会 (定員70名)

参加無料

避難指示区域 (帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域) に宅地 (借地権を含む)・建物を所有等している方々が対象です。

■宅地・建物等の賠償に関するご説明 10:00~12:00

## 第2部 個別相談

相談無料

原発事故により損害を受けた方々全員が対象です。  
自主的避難の方もご相談可能です。

■損害賠償全般に関する個別相談 13:00~16:00

※ 無料個別相談は1回1時間以内、継続相談も無料です。

☆第1部・第2部とも **事前予約** をお願い致します。

予約ダイヤル



**0120-330-540**

●予約受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日も受付)

## 第1部 説明会

昨年12月発表の避難指示区域向け追加賠償指針「中間指針第四次追補」に基づく「住居確保にかかる費用の賠償」や最近発表されました「墓石等の修理にかかる賠償」などの内容についてわかり易くご説明いたします。  
また、説明終了後に質疑応答もさせていただきます。

## 第2部 個別相談

原子力損害に関するすべてのご相談(1組1時間)をお受けいたします。自主的避難の方もご相談可能です。

### 〔ご相談例〕

宅地・建物の損害を適切に賠償してほしい！

避難費用や風評被害を賠償してほしい！

ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)への申立て方法を教えてほしい！

### 【相談会場】

## 仙台弁護士会館 4階 大会議室

住所：宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18

※専用駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

